



自転車の安全な乗り方とルール

自転車は誰もが気軽に乗れる便利な乗り物です。しかし、交通ルール無視やマナー軽視による事故が後を絶ちません。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

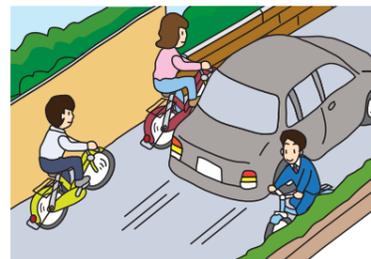
1 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。自動車やオートバイと同じ「車両」なので、歩道と車道の区分のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。また、自転車道が設けられている道路では、そこを通らなければなりません。



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険です。自転車道を通行する場合も左側を走行しましょう。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車も例外的に歩道を走ることができる場合があります。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を走るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。



自転車が歩道を走ることができる場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識がある場合
- 子ども(13歳未満)や70歳以上の方などが運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合



自転車歩道通行可
自転車で通行できることを示す標識。

4 安全ルールを守る

●信号を正しく守る

歩行者・自転車用信号機の青信号の点滅は黄色信号と同じです。次の青信号になるまで待ちましょう。



●一時停止と安全確認をしっかり行う

一時停止標識のある場所や大通りに出るとき、踏切などでは、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



●二人乗りはしない

自転車の二人乗りは、バランスを崩しやすく非常に危険です。※16歳以上の人が6歳未満の子ども1人を幼児用座席に乗せるときには認められています。



●道路は並んで走らない

自転車が2台以上並んで走るとは禁止されています。ただし「並進可」の標識がある場所では、2台まで並進できます。



※静岡県には「並進可」の標識の設置はありません。

●夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えないので、非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯し、明るい目立つ色の服装や自発光式反射材などの活用を心がけましょう。



●飲酒運転はしない・させない

お酒を飲んで運転することは、自転車でも非常に危険です。道路交通法上で自動車の場合と同じく、禁止されています。あなたの周りで飲酒運転を見かけたら、やめさせましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、子ども(13歳未満)には乗車用ヘルメットを着用させましょう。

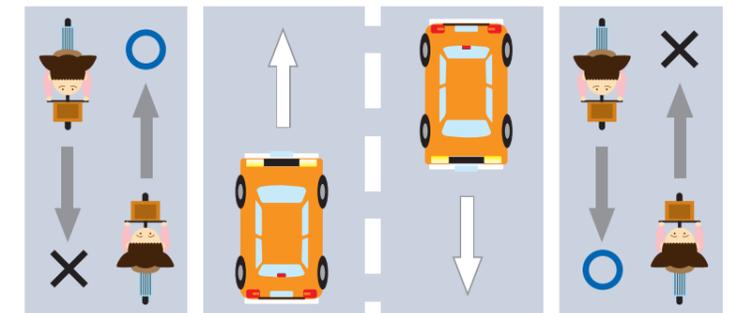


路側帯も左側通行

(平成25年12月1日から)

自転車が路側帯を通行する場合は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。

路側帯の通行方法



(道路交通法第17条第1項) 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

